

県民意見整理台帳

(「神奈川県環境基本計画」改定素案に関する意見及び意見に対する県の考え方)

1 意見募集期間 令和5年10月11日(水曜日)～令和5年11月9日(木曜日)

2 意見募集の結果

(1) 意見提出者数 59人

(2) 意見内容の内訳

区 分	延べ件数
1 「第1章 総論」及び計画全体に係る内容について	16
2 「第2章 気候変動への対応」について	25
3 「第2章 自然環境の保全」について	5
4 「第2章 循環型社会の形成」について	4
5 「第2章 大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減」について	2
6 「第2章 横断的な取組」について	10
7 「第3章 計画の推進」について	3
8 「参考資料」について、その他意見等	0
合計(※)	65

※ 複数の区分に属する意見があるため、(1)の意見提出者数とは一致しません。

(3) 意見の反映状況

区 分	延べ件数
A 計画に反映した意見(一部反映を含む。)	9
B 意見の趣旨が既に改定素案に反映されている意見	9
C 今後の取組の参考とする意見	26
D 計画に反映できない意見	8
E その他(質問・感想等)	7
合計	59

令和6年3月

神奈川県環境農政局環境部環境課

No.	意見内容(区分)	意見要旨	反映状況(区分)	県の考え方(回答)
1	1	現在、「地球温暖化対策計画改定素案」のパブリックコメント中だが、「地球温暖化対策計画」はこの「環境基本計画」中に組み込んだほうがいい。環境基本計画を読めば、気候対策も生物多様性保全の対策も資源循環の計画も分かるとしたほうが、あちこち見なくてよく、体系を理解できる。	C	各計画は、それぞれの役割や目的を踏まえて個別に策定しているものですが、今後の各計画の見直しに向けては、環境分野全体の計画体系やあり方について、事務の効率性の観点からも検討してまいります。
2	1	気候対策も生物多様性保全対策も、別途の計画ではなく、この環境基本計画に組み込むほうが、体系立てて取り組めるのではないかと。内容が重複せず、計画の策定プロセスや人員の投入が重複しないでのよいのではないかと。	C	各計画は、それぞれの役割や目的を踏まえて個別に策定しているものですが、今後の各計画の見直しに向けては、環境分野全体の計画体系やあり方について、事務の効率性の観点からも検討してまいります。
3	1	現在、環境基本計画のほか、地球温暖化、生物多様性、循環型社会の各計画も、パブコメが行われている。環境基本計画の施策分野として、地球温暖化、生物多様性、循環型社会などが柱建てされているが、個別の計画があるにも関わらず、指標を含め重複する内容の計画を改めて策定することに違和感を覚える。横断的な取組という柱建てもあるが、この内容も本来は個別の計画できちんと書き込んでおけば済むのではないかと。 こうした計画のつくりで、個別の計画にないオリジナルな内容を環境基本計画に書かないのであれば、敢えて個別計画とは別に計画を作るのではなく、各計画を全体として捉えたものを環境基本計画とすればよいのではないかと。 もし、個別の計画にない環境基本計画としての理念や目標みたいなものを作る必要があるならば、70ページ弱もの大作ではなく、もっと県の環境に対する思いや考えが県民に伝わるような、分かりやすい内容でリーフレット程度のものを作った方が作る側の労力も少なくなると思う。 次の改定などでは、計画のあり方自体をもう少し踏み込んで検討してはどうか。	C	本計画は、本県の環境分野における基本的な計画として、環境施策の長期的な目標や施策の方向を示すとともに、施策分野間の相互関係や整合性に配慮することを重視しています。一方で、各個別計画は、それぞれの分野における課題を解決することを主な目的として策定をしています。 このように、各計画は、それぞれの役割や目的を踏まえてそれぞれ策定しているものですが、今後の各計画の見直しに向けては、環境分野全体の計画体系やあり方について、事務の効率性の観点からも検討してまいります。
4	1	「神奈川県地球温暖化対策計画」、「かながわ生物多様性計画」、「神奈川県循環型社会づくり計画」は別々にせず、「環境基本計画」に組み込むほうが一体的に取り組めるのではないかと。 300~400ページくらいになってしまうかもしれないが、そのほうがコスト削減にもなるのではないかと。	C	各計画は、それぞれの役割や目的を踏まえて個別に策定しているものですが、今後の各計画の見直しに向けては、環境分野全体の計画体系やあり方について、事務の効率性の観点からも検討してまいります。
5	1	生物多様性計画や地球温暖化対策計画もあるので、環境基本計画で何を指すかを分かりやすく示すことが重要だ。	C	本計画として目指すものは、基本目標に掲げたとおりでありますが、個別計画に基づく各施策分野における取組だけでなく、分野横断的な取組について推進し、基本目標の達成を目指します。
6	1	計画期間が2024(令和6)年度から2030(令和12)年度までの7年間となっているが、現在パブコメが行われている新たな総合計画骨子案によると、総合計画は2040年の神奈川を展望した「基本構想」と、2024(令和6)年度から2027(令和10)年度を計画期間とする「実施計画」で構成されるとのことである。 環境基本計画が、総合計画の環境・エネルギー分野の軸となる計画であり、総合計画を補完するものであることを考えると、総合計画の計画期間と合わせた方がよいという考え方もあると思うが、いかがか。	C	本計画は、総合計画を補完する計画である一方で、本県の環境施策の基本となる計画であるため、環境分野における各個別計画や国の次期環境基本計画(第六次環境基本計画)の計画期間と揃えることが適切と考えることから、計画期間は2030年度までとします。
7	1	総論部分における改定の趣旨や背景において、「気候正義」が語られず大変残念。先進国としての日本やグローバル化された世界の中において、日々の暮らしのどれをとってもグローバルサウスに影響を及ぼしていることに言及し、考え、行動しなければならない。 本来、誰もが関わっている問題(環境問題)が、現代では、資本主義の下で、一部の特権階級の人とそれ以外の人という構成を生んでいること。ごく一部のマイノリティが影響力を持ち、大多数のマジョリティは、半ば諦めと声もあげられない状態(サイレントマジョリティ)に陥っている。格差社会が拡がり、脆弱な立場に置かれている人はより厳しい状況を強いられている。 「気候正義」という観点から見ると、あらゆることが関連している一連の出来事であるという捉え方になり、環境問題が、より自分事となり、一人ひとりの行動が変わるようになるのではないかと。是非とも「気候正義」という言葉を環境基本計画の中に置き、解説をつけて、広めるように考えていただきたい。	A	「気候正義」について、「第1章 総論 (2) 改定の背景 ●SDGs(持続可能な開発目標)と統合的な課題解決」に記載しました。
8	1	国は、県のパブコメとほぼ同時期に「第六次環境基本計画策定に向けた中間取りまとめの公表及び意見の募集」を行っていた。 10ページの「計画の施策体系」で、国の第六次環境基本計画のことが少し触れられているが、県計画は地域の事情に応じたものであることは理解するものの、県計画の背景などに、国の第六次計画との整合性やその考え方を踏まえた記述がもう少しあってもよいのではないかと。	A	計画全体を通じて、国の次期環境基本計画に向けた考え方を意識して記載していますが、「第1章 総論 (2) 改定の背景 ●SDGs(持続可能な開発目標)と統合的な課題解決」に、国においても「環境・経済・社会の統合的向上」が重要とされている旨を記載しました。

No.	意見内容(区分)	意見要旨	反映状況(区分)	県の考え方(回答)
9	1	「コロナ禍からの経済復興に当たっては、単にコロナ禍前の状況に戻るのではなく、気候変動をはじめとする環境問題の解決を同時に目指す「グリーンリカバリー」を図り、持続可能な社会を実現していくことが求められています。」とあるが、もはや、コロナ禍からの経済復興というフェーズではないので、2030年までの環境基本計画にグリーンリカバリーという言葉を用いるのはいかがなものか。	A	次のとおり修正しました。 (修正前) さらに、コロナ禍からの経済復興に当たっては、単にコロナ禍前の状況に戻るのではなく、気候変動をはじめとする環境問題の解決を同時に目指す「グリーンリカバリー」を図り、持続可能な社会を実現していくことが求められています。 (修正後) さらに、コロナ禍からの経済復興の過程では、単にコロナ禍前の状況に戻るのではなく、気候変動をはじめとする環境問題の解決を同時に目指すことの重要性が確認されました。
10	1	環境基本計画であるから、土地利用状況については、緑地率（県土面積に占める森林面積と農地面積の割合）の変化を盛り込むべき。神奈川県環境白書には、データと図が掲載されている。	B	森林面積及び農地面積の推移の傾向については、改定素案6ページに記載しています。
11	1	気候変動、生物多様性、循環型社会は、特に喫緊の課題であり、こうした課題を解決していくためには、あらゆる主体の意識改革や行動変容が必須で、いかに「自分事化」して取り組めるかがポイントだと思う。 取組の方向性では、気候変動や横断的な取組は「自分事化」というキーワードが入っているが、生物多様性や循環型社会などの分野には「自分事化」という視点が入っていない。 横断的な取組で「あらゆる主体が環境問題を自分事化し」とは書いてあるが、生物多様性や循環型社会なども横断的な取組に書いてあるからよいということではなく、それぞれの分野の中に明確に「自分事化」の視点を入れるべきだと思う。	A	第2章の各施策分野における主な施策に「自分事化」に係る表現を追加しました。
12	1	神奈川は、横浜や川崎の都会的な場所だけではなく、地理的にも相模湾や丹沢山に囲まれ、相模川等の河川や湖がいくつもあって、自然環境に恵まれた地域だと思う。 県内の各地域によって、地理的・社会的な状況や環境は違うはずであり、環境施策を行うに当たっても、地域の特性や特徴に応じた取組みを体系的に整理した上で進めた方がよいのではないかと。 いまパブコメが行われている新しい総合計画の骨子案をみると、県内の地域圏ごとに施策がまとまっているが、環境基本計画をはじめ、気候変動、生物多様性、循環型社会等の各施策分野についても、各地域圏の主な施策を整理して計画で示してはどうか。 県内全体をまとめて書くだけではなく、地域ごとの状況や取組みを示した方が各地域の住民にとって、少しは環境施策が身近に感じられて、自分事として捉えることにつながるかもしれないと思う。	C	第2章の各施策分野における主な施策に「自分事化」に係る表現を追加しました。
13	1	行政としては、施策分野間の相互関係・環境以外の側面への影響も十分考慮し、分野横断的に統合的な課題解決を目指すというのは、まったくそのとおりだと思う。 一方で、行政は縦割りであり、それぞれの部署がそれぞれの施策目標に向かって取組を進めているなかで、どのように分野横断的に統合的な課題解決を図るのか、もう少しそのあたりの具体性が必要ではないかと思う。	A	分野横断的な施策については、庁内の連携を図りながら推進していく旨を記載しました。
14	1	環境基本計画は、県の総合計画における環境・エネルギー分野の軸となる計画であり、各環境分野における個別計画によって詳細な目標や施策等が定められているということなので、全体像を示すという点ではこれで良いかと考える。 ただ、計画の進捗状況を示すに当たり、個々の評価をどのような形で総合的に評価していくのが課題と考える。	C	計画の進捗については、有識者会議である環境審議会から御意見をいただきながら検証します。
15	1	文字ばかりで、ボリュームも多く、全体としてとっつきにくいというのが第一印象。こうした計画は行政が取り組む目標や方向性、取組などを書いているのだと思うが、計画として表に出す以上は、県民に分かりやすく伝わるものかどうかという視点は重要である。今から作り自体を変えることは難しいだろうが、せめてもう少し写真や絵などを加えるといった工夫をしてはどうか。 現在パブコメを行っている他のどの計画にも同じことが言える。	C	県民に分かりやすく示す資料としては、改定計画の公表時に「概要版」を併せて公表する予定です。 なお、頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。
16	2	効果的、具体的な気候対策を打ち出して、日本をリードしてほしい。	B	気候変動に対する主な施策については、「第2章 気候変動への対応（2）主な施策」に記載しています。

No.	意見内容 (区分)	意見要旨	反映状況 (区分)	県の考え方(回答)
17	2	気候変動が最悪の状況になっており、対策を急がなくては、災害が襲いかかる。2030年度のCO2削減目標を50%ではなく、60%にするよう求める。	D	「気候変動への対応」の指標は、個別計画である「神奈川県地球温暖化対策計画」における中期目標「2030年度 50%削減」と整合を図り設定しています。これは、国が「50%の高みを目指す」としていることや、県内の排出量の5割を占める横浜市・川崎市も50%削減を目標としていることから、これらとの整合を図るため設定したものです。
18	2	温暖化対策について、温室効果ガス排出量の削減目標を「2013年度比で46%から50%に引き上げる」は、残りの年数を考えると、60%以上にしなければ2050年に0にはできないと考える。	D	「気候変動への対応」の指標は、個別計画である「神奈川県地球温暖化対策計画」における中期目標「2030年度 50%削減」と整合を図り設定しています。これは、国が「50%の高みを目指す」としていることや、県内の排出量の5割を占める横浜市・川崎市も50%削減を目標としていることから、これらとの整合を図るため設定したものです。
19	2	施策ごとの取組の方向性の中に「オールジャパン、オール神奈川」とあるが、オール神奈川はいいとしても、オールジャパンという文言に抵抗がある。一自治体がオールジャパンで取り組むと表明するのはいかがなものか。オール神奈川で取り組んだ結果が、神奈川にとどまることなく拡散していくように努めるとするのが本来の形だと考える。実際に、オールジャパンと言えるような取組の記載はないように思う。	D	地球温暖化防止に向けて、神奈川県だけでなく、日本全体で取り組んでいく必要があることから、「オールジャパン、オール神奈川」としています。
20	2	気候変動への対応で、緩和策の省エネルギー対策・電化・スマート化についての新たな仕組みの構築とは、具体的にどのようなものを想定しているかを提示した方が良い。	E	「新たな仕組みの構築」については、事業活動温暖化対策計画書制度において、エネルギー消費量の多い大規模事業者等の取組を客観的な基準により評価して「見える化」する仕組みを導入するほか、その評価結果に応じた支援策等を提供することなどを意味していますが、具体の取組は、検討が進んだものから今後順次運用していく予定であることから、本計画での表現はこのままとします。
21	2	気候変動への対応で、エネルギー消費量の多い大規模事業者による取組を客観的に評価して「見える化」するとか、建築物の省エネ対策等の取組を「見える化」するとは、具体的にどのようなことか。また、それによる効果をどの程度期待しているのか。	E	県では、事業活動温暖化対策計画書制度において、エネルギー消費量の多い大規模事業者等の取組を客観的な基準により一律に評価し、公表することで、「見える化」する仕組みの構築を検討しています。これにより、事業者自身の現在地把握、金融機関等の第三者からの支援等を促進し、事業者の自主的な取組の加速を図りたいと考えています。また、建築物温暖化対策計画書制度において、一定規模以上の建築物の環境性能を「CASBEEかながわ」により評価し、その結果の公表（県ウェブサイト）や、販売や賃貸をする際の広告への「神奈川県建築物環境性能表示ラベル」の表示を義務付けることで、「見える化」しています。これにより、高性能な建築物が選択されやすい市場環境を整備するとともに、建築主の自主的な取組の加速を図っています。
22	2	ZEH、ZEBの導入拡大には、鳥取県のような県独自の基準設定が欠かせない。特に住宅に関しては、工務店が断熱等級6、7のような断熱性能の高い住宅を建築可能になるよう、県主導で工務店研修を行うなどの普及策が必要だ。	C	御意見については、今後の国の動向等を注視しつつ、県独自の補助制度等を充実させることで、ZEHの導入拡大に努めます。また、工務店を対象としたZEHセミナーの中で、断熱性能の高い住宅の有用性について、普及啓発できるよう検討してまいります。
23	2	東京都をはじめ、他県や県内のいくつかの市では、省エネ家電の買い替えキャンペーンを大々的に行っている。神奈川県も、九都県市としては、少し関わっているようだが、同じ県内に住んでいて、横浜市では還元が受けられるのに、キャンペーンをやっていない市に住んでいる県民はメリットを受けられないというのは、県内で格差が発生していると言わざるを得ないと思うし、こうした市町村間の不均衡の是正に取り組むのが県の役割だと思う。なぜ、東京都や横浜市などがやっている省エネ家電の買い替えの取り組みを神奈川県がやらないのか、その理由をはっきり県民に説明してほしい。自分事化や意識醸成には時間がかかるので、コソコソポイントのような地道な取組も必要かもしれないが、気候変動が喫緊の課題というなら、悠長に自分事化が大事だなどと言うだけでなく、県は他力本願にならず、もっとダイナミックに省エネ家電への転換が進むよう、集中的に取り組むべきではないか。物価も上がり、高価な省エネ家電への買い替えまで手が回らないこともよく考えてほしい。	C	脱炭素社会の実現のためには、まずは県民に脱炭素を自分事化していただき、行動変容につながるよう取り組んでいただくための意識醸成が重要であると考えておりますが、御意見については、今後の家庭部門における二酸化炭素排出量の削減に向けた取組の参考とさせていただきます。なお、九都県市では、令和5年度は従来より実施している省エネ家電買替キャンペーンのほか、新たに高効率給湯器を対象とした買替キャンペーンも実施し、省エネ製品への買替の後押しに取り組んでいます。

No.	意見内容 (区分)	意見要旨	反映状況 (区分)	県の考え方(回答)
24	2	建築物の省エネ対策等を進めるため、建築主に太陽光パネル取り付けを義務化するなどを入れ、断熱効果のある建物を計画するための義務化も必要と思われる。	C	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、太陽光発電の導入を促進させるには、あらゆる主体が脱炭素を自分事化し、自ら率先して行動していただくことが重要であるため、直ちに太陽光発電の設置を義務化する考えはありませんが、今後の導入状況や、先行自治体における実施状況等を踏まえ、設置義務化の必要性や効果等について検討します。
25	2	再エネの導入や切り替えが伸びていないので、規制的手法を検討するのがよいと思う。 太陽光発電に関しては、東京都や川崎市の制度を参考に、義務化を進めてほしい。 切り替えに関しても、電気の切り替えについて、例えば集合住宅のオーナーなどを対象に研修制度を作るなど、制度を作ることを検討してほしい。	C	太陽光発電の導入を促進させるには、あらゆる主体が脱炭素を自分事化し、自ら率先して行動していただくことが重要であるため、直ちに義務化する考えはありませんが、今後の導入状況や、先行自治体における実施状況等を踏まえ、設置義務化の必要性や効果等について検討します。 また、再エネ由来の電力への切替については、再エネ電力利用応援プロジェクトやかながわ再エネオークション等による事業者向け再エネ電力の普及促進策や、共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助制度による支援策を実施しておりますが、いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
26	2	「地球温暖化対策計画改定素案」には太陽光発電設備の設置義務化の検討について記入されているので、環境基本計画でも書き込んでほしい。	D	環境基本計画の各施策分野における記載は、各個別計画の内容を集約して記載していることから、太陽光発電設備の設置義務化の検討については、個別の取組として地球温暖化対策計画への記載にとどめています。
27	2	太陽光発電設備の義務化検討に賛成する。山を切り崩したメガソーラーには反対だが、建築物の屋根にパネルを載せるのは環境負荷もほとんどない上に、電気代が削減できるなどいいことしかない。東京都や川崎市のように、早急に義務化をお願いする。	C	太陽光発電の導入を促進させるには、あらゆる主体が脱炭素を自分事化し、自ら率先して行動していただくことが重要であるため、直ちに義務化する考えはありませんが、今後の導入状況や、先行自治体における実施状況等を踏まえ、設置義務化の必要性や効果等について検討します。
28	2	「公共交通機関や自転車等の交通手段の利用促進、交通のボトルネック解消等の交通流対策を推進」とあるが、漠然としており、どのような取組をするのか分からないので、交通政策の視点から具体的な取組を示してほしい。	A	次のとおり修正しました。 (修正前) 次世代の交通サービスであるM a a Sの導入を促進するとともに、公共交通機関や自転車等の交通手段の利用促進、交通のボトルネック解消等の交通流対策を推進します。 (修正後) 次世代の交通サービスであるM a a Sの導入を促進するとともに、公共交通機関の利便性向上、自転車の利用環境整備等を行うことで、それらの利用を促進します。また、自動車専用道路の渋滞対策の促進や、交差点の改良、橋りょうの新設などを進めることにより、交通のボトルネックの解消に取り組みます。
29	2	「ゼロエミッション火力」はグリーンウォッシュだ。気候変動を解決するならば、日本も火力発電から今すぐ脱却すべきで、グリーンウォッシュの推進をするくらいなら、再エネに力を入れてほしい。	E	県としては、まずは徹底した省エネルギーの取組推進と再生可能エネルギーの導入拡大を推進していきます。その上で、当面は再生可能エネルギーの変動性を補う調整力・供給力としての役割をもつ火力発電所については、ゼロエミッション火力の推進等により脱炭素化を進める必要があります。
30	2	神奈川県はカーボンニュートラルの基金を作ったようだが、もっとカーボンニュートラルのイノベーションが進むように、しっかり基金を活用した方がよい。基金の額も少なく、期間も短そうなので、そのようなものではとてもイノベーションの研究開発をはじめ、カーボンニュートラルなど進まないと思う。	C	脱炭素社会の実現という喫緊かつ重点的な課題に対し、中長期的な視点で継続して取り組めるよう、効果的に基金を活用していきます。

No.	意見内容 (区分)	意見要旨	反映状況 (区分)	県の考え方(回答)
31	2	<p>県産木材の利用促進は大事だが、流通量やコストの問題もあってなかなか難しいかなとも思う。</p> <p>吸収源対策の取組の一つとして県産木材の利用が進むよう、木造建築物に対する補助制度を作ったり（既にあるようならば、更にダイナミックに拡大する）、県の施設も原則として木造化する、あるいは、県庁のオフィス家具は県産木材で作ったものに限定するなどして、どんどん使うようになれば、需要も増えて、採算性も高まってくるのではないかな。</p> <p>また、地球規模、日本全体の話として、CO2を減らすことや吸収・固定を考えていくものだと思うので、あまり「県産」といった地域性にこだわらず、国産材の活用ということでも良いと思う。県民としては、こうしたところでも、県の率先実行の姿勢、やる気を見せてもらいたい。</p>	E	<p>県では、「神奈川県建築物等における木材利用促進に関する方針」を策定し、県が整備する公共建築物の原則木造化を推進しています。</p> <p>また、「神奈川県まちのもり創出事業」などの木造建築物に対する補助制度も整備しております。神奈川県全体が都市地域であることから、木材利用を積極的に促進し、二酸化炭素を固定することが重要であると考えており、県産木材のみならず木材全般の利用拡大を進める取組を進めています。今後も県が率先して木材利用を促進していきます。</p>
32	2	<p>二酸化炭素を吸収するコンクリートやアスファルトの実用化も徐々に進んできているようなので、県の公共工事では、コストがかかったとしても、こうしたものを率先して使うべき。また、こうした技術の開発などに取り組んでいる企業と協力して、県をフィールドとした実証実験を行ってはどうかな。</p>	C	<p>御意見については、直ちに事業実施することが難しいため、計画には位置付けませんが、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
33	2	<p>気候変動への対応の吸収源対策について、木造建築によって抑制される炭素排出量や使用木材に固定される炭素量に応じた補助というのは、森林の保全と相反するのように感じる。</p>	E	<p>木造建築に使用される木材は、人工林が伐採されたものになります。人工林が放置されると、下層植生の衰退等につながり、森林の有する多面的機能が低下してしまいます。土砂災害の防止や水を蓄える役割を果たすためには、木を「植えて、育てて、伐って、使う」という循環により豊かな森を維持する必要があります。</p> <p>適切に管理された持続可能な人工林から伐採された木材を利用することは、吸収源対策の1つであるとともに、豊かな森林の維持につながります。今後も適切な森林管理を進めていきます。</p>
34	2	<p>北海道では、農地への炭素貯留や温室効果ガス削減、カーボン・クレジットの創出を目的として、企業、農業者、各種団体、金融、アカデミア、行政機関等が参加した「北海道カーボンファーム推進協議体」を今年5月頃に立ち上げている。</p> <p>北海道と異なり、神奈川県は都市農業で、規模も全く比較にならないが、農業分野でももっとカーボンニュートラルの視点を強く打ち出した方が良いと思うし、弱小の農業県だからこそ、こうした組織体を立ち上げて、農業の脱炭素化を促進するような仕組みがあってもよいのではないかな。</p>	C	<p>組織体の立ち上げについては、直ちに実施することは難しくありますが、農地への炭素貯留については、環境保全型農業の中で土づくりを目的とした緑肥の活用などにより推進しているところです。環境保全型農業については、個別計画である「環境保全型農業推進基本方針」に規定し、関係機関と連携して推進しているため本計画には位置付けませんが、環境保全型農業推進基本方針を来年度改定予定のため、御意見について参考とさせていただきます。</p>
35	2	<p>CO2以外の温室効果ガスの排出削減・フロン類の排出量を削減するため、フロン類の適切な回収に大幅に取り組み、事業者には罰則規定を設けたりしなければ適切な対応にはならない。</p>	C	<p>御意見につきましては、法規制に関わることでありますので、計画には位置付けませんが、今後のフロン類の適切な回収に向けた取組の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、業務用冷凍空調機器の廃棄時におけるフロン類の回収の義務について、令和2年の法改正に伴い、罰則等が強化されています。</p>
36	2	<p>適応策としては、「生物の分布域やライフサイクル等の変化」だけでなく、土地利用の変化に伴う樹林地や水辺環境の変化についても言及する必要がある。鉄道や道路のトンネル掘削土などに起因する大量の発生土処分による山間部の環境変化など、土地利用に起因する環境変化要因は大きく、生物の分布域やブナ林や魚類の把握だけを行えば済む問題ではない。</p> <p>現実的には、経済のエンジンを回すことと相容れないテーマは、言い出しにくい問題であるが、少なくともそのような実情をなるべく把握し、できる手を打っていくという方向性は明記したほうがいいのではないかな。</p>	B	<p>適応策は温暖化等の気候変動による影響に対する取組であり、御意見を頂いた土地利用の変化を踏まえた自然生態系の保全については、「施策分野2 自然環境の保全」にて推進していきます。</p>
37	2	<p>気候変動への対応の適応策になると思うが、土砂流出の危険が高い荒廃した森林についての言及はあるものの、熱海で起きた土石流のような人的災害を生じさせない管理についても記載すべきではないかと考える。</p>	C	<p>盛土等に伴う土石流災害については、適応策として位置付けていないため、本計画には反映しませんが、頂いた御意見は今後の取組の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、令和5年5月に施行された盛土規制法に基づき、本県では、規制区域の指定に向けた調査等を進めており、危険な盛土等の規制に取り組んでまいります。</p>

No.	意見内容 (区分)	意見要旨	反映状況 (区分)	県の考え方(回答)
38	3	<p>施策分野2の「自然環境の保全」は、その重点が生物多様性の保全であることから、タイトルを「生物多様性の保全」としてはいかがか。</p> <p>また、「引き続き、『地域の特性に応じた生物多様性の保全』と「生物多様性の理解と保全行動の促進」の2つを目標に掲げつつ」とあるが、「2030（令和12）年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指した「30by30」目標等も見据えながら、県としても施策を推進していく」のであれば、3つ目の「生物多様性の理解と保全行動の促進」は、国の国家戦略に合わせて「生物多様性の主流化」としてもよいのではないか。</p>	D	<p>施策分野2に関連する個別計画として、「かながわ生物多様性計画」のほか、[かながわ水源環境保全・再生施策大綱]等も含むため、それらを包括して分野名を「自然環境の保全」としています。</p> <p>また、この分野の施策体系については、基本的に「かながわ生物多様性計画」の体系に沿う形としており、同計画においては「生物多様性の理解と保全行動の促進」としています。生物多様性の主流化を実現するために、まずは県民一人ひとりが生物多様性の保全行動を起こすことが大切と考えますので、このままとします。</p>
39	3	<p>自然環境の保全について、全体の進捗状況を表す指標を設定するのはなかなか難しいと思うので、エリアごとの指標を設定して全体的に見るという方法を追加してはどうか。</p>	D	<p>本計画における自然環境分野の指標は2つとしていますが、個別計画である「かながわ生物多様性計画」では14の個別指標を設定しており、各指標はそれぞれ主なエリアを想定したものにしています。</p>
40	3	<p>県は水源環境保全税で特別な対策に取り組んでいるようだが、水源地域のまちおこしなど水源地域の活性化には税を活用しているのか。過疎化が進む限界集落の青根辺りでは、相模原市や地元が中山間地域の活性化の取組を公募はしていたが、青根のようなところも水源地域に関係しているので、水源環境保全税を水源地域のまちおこしなどにも活用してもらえるとよいと思う。</p>	E	<p>水源環境保全税につきましては、県民が必要とする良質な水の安定的確保を目的として、水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる事業で、水源保全地域を中心に実施する事業に活用しています。</p> <p>頂いた御意見の事業につきましては、間接的に水源環境保全・再生を行うものとなるため、水源環境保全税の用途の対象外となり、活用はできません。</p> <p>なお、青根を含む水源地域の活性化については、水源地域を取り巻く環境を良好な状態で維持するために必要であることから、地元市町村の動向も注視しながら、より効果的な施策を検討してまいります。</p>
41	3	<p>最近クマによる人的被害が多く報道されている。生物多様性の部分に、クマ被害への対策やクマの保護といった観念の記述を加えるべきではないか。</p>	B	<p>ツキノワグマについても、他の鳥獣と同様、人との「棲み分け」が対応の基本となるため、施策分野2「自然環境の保全」のイ「(ア)野生鳥獣との共存を目指した取組」の中で対応してまいります。</p>
42	1, 4	<p>あらゆる主体が資源循環（3R+Renewable）に取り組むということだが、最近3Rにとどまらず、RefuseやRepairを加えた5Rということも言われている。こうした取組も大事だと思うので、施策の方向性には、5Rという視点を加えてはどうか。</p>	B	<p>施策分野3「循環型社会の形成」の（2）ア（ア）排出抑制、再使用の推進に記載のある「できるだけごみを出さない生活」の実践には、マイバックの利用や壊れたものを修理して長期間使用するといった取組も必要です。これらはRefuseやRepairに該当する取組でもあり、御意見いただきました視点は、既に計画に含んでいます。</p>
43	2, 4	<p>循環型社会の形成の項目では、主に廃棄物処理に関する問題が取り上げられていると思われるが、気候変動への対応の項目で取り上げられている「建設現場で発生する土砂の発生抑制や再利用」「ダム上流域からの土砂や流木の有効利用」「解体工事現場等における建設資材の分別・再資源化等」といったことは、循環型社会の形成の項目で扱われる内容ではないか。</p>	D	<p>御意見を頂いた項目については、施策分野3「循環型社会の形成」に紐づく個別計画である「神奈川県循環型社会づくり計画」には記載をしています。</p> <p>環境基本計画の各施策分野における記載は、各個別計画の内容を集約して記載していることから、環境基本計画での記載はこのままとします。</p>
44	4	<p>これまでは廃棄していたような素材や製品を新たな商品に活用して販売するようなアップサイクルに取り組む企業も徐々に広がってきているので、県の主な施策にも、アップサイクルの取組に関する記載をした方がよいのではないか。</p> <p>また、アップサイクルに取り組む企業や団体への事業育成に対する支援をもっと行ったり、大々的に県のイベントや広報、表彰制度などでアピールしてはどうか。</p>	C	<p>循環型社会の形成に当たって、資源のさらなる有効利用は重要であり、御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
45	5	<p>大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減の部分に「生態系への影響が懸念される化学物質については、実態把握と県民等への情報提供に努める」とあり、有害大気汚染物質についても調査を実施とありますが、その後の対応に関する記載も必要ではないかと思う。</p>	A	<p>次のとおり修正しました。</p> <p>（修正前）大気汚染防止法の政令市と連携して、各地域内の有害大気汚染物質の調査を実施します。</p> <p>（修正後）大気汚染防止法の政令市と連携して、各地域内の有害大気汚染物質の調査を実施し、その結果の分かりやすい情報提供に努めます。</p>

No.	意見内容 (区分)	意見要旨	反映状況 (区分)	県の考え方(回答)
46	5	話題になっているPFASに関して、血液検査、水質検査を十分にすべき。	D	現時点では、どの程度の血中濃度でどのような健康影響が生じるかについて明らかとなっておらず、血中濃度を測定しても健康影響を把握することができないため、PFASの血液検査を実施する予定はありません。 水質検査については、令和3年度から、公共用水域及び地下水の水質測定計画において、PFOS及びPFOAについて実施しています。暫定目標値を超えて検出された場合には、国の「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」に基づき、継続監視調査や地下水の周辺調査を行っており、これら調査結果は、次のホームページに掲載しています。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/suisitu/joukyou/yuukihusso.html なお、PFASに関する具体的な取組等については、昨今のPFASへの関心の高まりを受けて、計画に記載しています。
47	6	神奈川県には、教員向けの研修機関があると思うが、環境教育に関する教員の指導力を向上させるために、その機関で体系的な環境教育の指導プログラムを設けてはどうか。また、その機関を有効に活用して、教員だけでなく、NPO、団体、民間企業なども環境教育や環境学習に関する教え方や手法を学べるような外部公開講座や研修のようなものを実施することも有効ではないか。	C	御意見につきましては、教員向けの研修を実施している総合教育センターにおける取組の参考とさせていただきます。 なお、県では、環境科学センターにおいて、地域における環境活動や環境学習を支援するため、環境学習リーダーを養成する講座を平成5年度から開催しています。この講座は、環境活動を実践したい方や、環境保全に関心がある方を広く対象としたものであり、講座を修了した受講生によって立ち上げられたNPO法人は、実際に地域での環境学習の普及に活躍されていますので、本講座は今後も継続し、人材育成に努めてまいります。
48	6	神奈川県のホームページをみると、様々な部署で環境関係の出前講座や養成講座等をやっているようだが、環境教育や環境学習の講座がまとまっていないため、使いたいと思っても、分かりにくい。 それぞれ事業の目的が違うところもあるのかもしれないが、似たような取組を様々な部署でやるのは非効率で、検索する側にとってもやさしくない。 県庁内でも、環境部局だけがこうした講座等を設けているわけではないと思うし、環境教育や環境学習に関連する講座を一つのホームページにまとめるとか、なるべく事業を統合することで、効率化が図れるのではないか。	C	ホームページについては、次の「かながわの環境教育」のページにて、県の環境教育関連の各ページへのリンク先を掲載しています。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/cnt/f531778/index.html 御意見にある事業の統合や効率化につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
49	6	NPOなど財政基盤の脆弱な団体が行う先進的又はより実践的な新たな環境教育や環境学習の手法の開発や研究に対して、財政的な支援をしたり、その取組について表彰や広報等でPRすることで評価してはどうか。また、評価されたNPOなどの団体については、何らかのインセンティブを付与して、よりやる気にさせるような仕組みも考えてはどうか。	C	本計画の推進に当たっては、多様な主体との連携や各主体による環境問題の自分事化が重要であり、県としては各主体の取組を促進していく必要がありますので、御意見につきましては今後の取組の参考とさせていただきます。
50	6	「多様な主体との連携による施策の推進」の中で、各主体に期待される役割として、「県自らの事業活動においても環境に配慮する率先実行の姿勢が必要」とあるが、神奈川県として、「県自らの事業活動において」ということだけでよいのか。 事業活動だけでなく、県職員が日頃の生活の中で、地域活動の旗手として、率先して環境配慮行動を行う姿勢も非常に重要である。実際に環境配慮を日常的に意識して生活をしている県職員がどれだけいるのか分からないが、県職員の研修機関もあるのだから、こうした機関を活用して職員の意識改革を図ったり、人材育成したり、また地域で環境活動する県職員を人事的に評価したり、その活動を支援する仕組みもあると、職員も活動しやすいのではないか。	B	御意見のとおり、職員自身が地域や家庭において率先して環境配慮の取組を広げていく必要があると考えており、(5)県庁の率先実行に、そのような記載をしています。 具体的には、職員向けの研修等により、職員の意識醸成を図っていきます。

No.	意見内容 (区分)	意見要旨	反映状況 (区分)	県の考え方(回答)
51	6	国は、毎年6月に環境月間や環境の日を設けて様々なイベントと連携しているが、県も独自に環境月間や環境の日を設けるとか、国の環境月間に合わせてもっと環境イベントを大々的に行うなどして、環境に対する機運醸成に取り組むべきではないか。また、県のホームページをみると、環境イベント・ニュース情報は温暖化関係の部署が持っているようだが、環境は温暖化だけではないので、環境全般のイベントやニュース情報等を分かりやすく、まとめることができるサイトがあるとよい。改定素案にも、環境関係の広報の充実といった要素も入れてもよいのではないか。	B	県では、国の環境月間や環境の日に合わせて、これまで本庁舎を「グリーン」にライトアップするなど、環境問題に対する意識向上を図ってきました。県独自の環境月間や環境の日の創設は検討しておりませんが、引き続き環境に対する機運醸成に取り組んでいきます。また、ホームページにつきましては、御意見にありましたページに、環境全般のイベントやニュース情報等を掲載しています。環境保全活動に関する情報提供は、各施策分野の取組及び横断的な取組に記載をしていることから、本計画の記載内容については変更しませんが、引き続き環境関係の広報の充実に取り組んでまいります。
52	2, 3, 4, 6	神奈川県では、脱炭素につながる商品の購入等を後押しするとして、ポイント上乘せキャンペーン「かながわコソコソポイント+」というものをやっているようで、気候変動やカーボンニュートラルの実現は確かに喫緊の課題なので、必要な取組だと思う。 一方で、広く環境を見たときに、気候変動だけではなく、生物多様性の保全やサーキュラーエコノミーの実現も非常に重要で、これらは3つの大きな柱だと思う。そう考えると、県民の環境配慮行動につながるコソコソポイントのような仕組みをカーボンニュートラルだけではなく、生物多様性やサーキュラーエコノミーにも広げて、環境政策としてバランスよく取り組むことが必要ではないか。	C	「かながわコソコソポイント+」のような脱炭素施策は、地球温暖化防止だけでなく、生物多様性の保全や循環型社会の形成にも寄与するものと考えています。 県民の環境配慮行動については、各施策分野における施策で取組を進め、御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
53	6	県の各試験研究機関とは何か。具体的にどのような機関が、どのような取組をするのか分かるように書いてほしい。	A	試験研究機関について、用語集に記載しました。
54	6	県庁の率先実行の取組について、毎年、取組状況を分かりやすく公表してほしい。	B	県庁の率先実行に係る内容については、本計画における施策の取組状況に含めて、公表してまいります。
55	2, 6	2030年度までに、全ての県有施設で使用する電力を全て再生可能エネルギー由来の電力にすることを目指すということだが、今は市場で非化石証書を購入すれば、すぐに再エネ由来電力にすることができるし、非化石証書が売れば売れるほど、国民が負担している再エネ賦課金が減って、家計負担が楽になるかもしれないのだから、そういう意味でも早く取り組むべきではないか。制度的なことはよく分からないが、もし非化石証書の活用に関し何か障壁があるなら、県がそれを積極的に打破してほしい。	B	県有施設における使用電力の再生可能エネルギー由来電力への切替えについては、温室効果ガス排出係数の削減等に取り組む電力会社からの電力調達のほか、再生可能エネルギー由来の非化石証書等の購入も含めて、より効果的な取組を検討し、推進してまいります。
56	6	国の生物多様性国家戦略2023-2030の基本戦略3の「ネイチャーポジティブ経済」は、本県の環境政策にも大きく関係していきると思われるので、(9)の次に記述すべきではないか。	A	ネイチャーポジティブ経済については、「第1章 総論 (2) 改定の背景 ●生物多様性」に記載しました。(下線部) (修正前) この国家戦略では、ネイチャーポジティブ実現のため、「生態系の健全性の回復」、「自然を活用した社会課題の解決」、「ネイチャーポジティブ経済の実現」等が基本戦略として示されており、自然環境を保全・再生することはもちろん、自然環境が持つ防災・減災、地域振興等に資する多面的な機能を生かしていくことが重要となっています。 (修正後) この国家戦略では、ネイチャーポジティブ実現のため、「生態系の健全性の回復」、「自然を活用した社会課題の解決」、「ネイチャーポジティブ経済の実現」等が基本戦略として示されており、自然環境を保全・再生することはもちろん、自然環境が持つ防災・減災、地域振興等に資する多面的な機能を生かしていくことや事業活動における生物多様性への配慮が重要となっています。

No.	意見内容 (区分)	意見要旨	反映状況 (区分)	県の考え方(回答)
57	7	計画を必要な時に見直すことは重要なので、計画の最終年度を待たずに見直すことに賛成する。	E	—
58	7	計画の見直しについて、環境をめぐる動向、社会情勢等に大きな変化が生じた場合は計画期間の最終年度を待たずに見直しを実施するとあるが、計画の進捗状況も、見直しを検討する一つの要因となるのではないか。	C	本計画は、基本的・長期的計画であるため、計画の見直しは、環境をめぐる動向・社会情勢等に大きな変化が生じた際に行う予定ですが、計画の推進に当たっては、毎年の進捗状況を踏まえて、適切な施策を実施してまいります。
59	7	毎年度、各施策分野の指標と各個別計画に基づく施策の取組状況から分野全体の進捗を総合的に把握するということが、指標は、施策分野関係の個別計画で設定している指標であり、各個別計画では指標以外に様々な数値目標やKPIも設定するのだと思う。 そうであれば、環境基本計画自体にわざわざ指標や数値目標、KPIのようなものを改めて設定する必要はなく、環境基本計画の進行管理を行うに当たっては、各個別計画の指標や数値目標やそれぞれの取組状況から、全体の進捗を総合的に把握すればよいのではないか。	C	各分野の課題は相互に関連しており、十分な課題解決を図る上で、本計画の進行管理において指標を設けることは必要であると考えていますが、御意見につきましては今後の参考とさせていただきます。 なお、個別計画との整合を図る必要もあることから、指標の内容については個別計画等と同様としています。